

伊丹市地域学校協働活動推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域学校協働活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域学校協働活動)

第2条 伊丹市教育委員会が推進する地域学校協働活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校支援ボランティアに関すること。
- (2) 土曜学習に関すること。
- (3) 伊丹市学校運営協議会（伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成28年伊丹市教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき設置された伊丹市学校運営協議会をいう。以下同じ。）における協議の結果を踏まえて支援が必要とされた学校の教育活動等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の教育活動の更なる充実及び発展を図るために、特に必要と認められる事項。

(地域学校協働本部の設置)

第3条 前条に規定する地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

- 2 協働本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するための体制整備に関すること。
 - (2) 地域学校協働活動の質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
 - (3) 地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進及び地域学校協働活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域学校協働活動を推進するために必要な事項
- 3 協働本部の事務は、教育委員会事務局生涯学習部社会教育推進課において行う。

(地域学校協働活動推進員)

第4条 社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、各小・中学校区に地域学校協働活動推進員を置く。

- 2 地域学校協働活動推進員は、学校支援ボランティア及び土曜教育推進員との連絡・調整その他の地域学校協働活動を円滑に推進するために必要な援助を行う。
- 3 地域学校協働活動推進員は、各小・中学校区におおむね1名置くものとする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

- 4 地域学校協働活動推進員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 次条に規定する統括コーディネーター
 - (2) 土曜学習実施要綱第7条に規定する校区コーディネーター
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、対象学校の運営に資する活動を行う者
- 5 地域学校協働活動推進員の任期は、委嘱の日からその委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(統括コーディネーター)

第5条 地域学校協働活動を円滑に実施するため、協働本部に統括コーディネーターを置く。

- 2 統括コーディネーターは、地域学校協働活動についての助言及び指導並びに人材の発掘及び確保等の総合的な調整を行う。

(地域学校協働ボランティア)

第6条 教育委員会は、地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働ボランティアを派遣することができる。

- 2 地域学校協働ボランティアの登録、活動その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。